

「久留米市食料・農業・農村基本計画」では、以下に示す11項目について、市は農業者・農業団体、市民、事業者と協働しながら、計画的に本市における食料・農業・農村に関する事業を推進することとしています。

- 1 本市で生産される農産物の信頼の確保
- 2 健全な食生活への理解の促進、地域特有の食文化の継承
- 3 農業・農村が持っている生産機能や多面的機能への理解
- 4 農業の生産基盤の整備、優良農地の確保
- 5 多様な担い手による安定的な農業経営体の育成、確保
- 6 収益性の高い農業経営、競争力のある産地の育成
- 7 地域で生産される農産物の地域内での流通、消費の推進
- 8 産学官共同による農業関連技術の研究開発、製品化の推進
- 9 環境保全型農業や有機農業の推進
- 10 農業・農村の持つ多面的機能を発揮するための環境整備の推進
- 11 農村における男女共同参画社会の確立

企画・製作

久留米市農政部農政課

TEL (0942) 30-9163

FAX (0942) 30-9717

Eメール nousei@city.kurume.fukuoka.jp

ホームページ

[久留米市農林水産業](#)

検索

クリック



発行

久留米市

発行日

平成23年3月